

## 令和2年度首里城復興イベント企画運営事業委託に係る仕様書

### 1 業務の目的

首里城復興基本方針（別添1）に基づき、首里城の歴史や魅力を体感することを目的として、破損瓦等の利活用及び地域と連携したイベント（以下、「ものづくり体験等」という。）を実施し、琉球文化・歴史を学び体験できる機会を提供する。イベント開催にあたっては、首里城公園の国営・県営区域を一体的にとらえ、利用者の首里城公園における快適な滞在・回遊性を高めることとする。

また、多くの方が首里城の魅力を再認識する機会を創出するとともに、首里城が将来にわたって琉球の歴史・文化の象徴及び発信の場となることを目的として、首里城公園内でプロジェクションマッピングを実施する。

### 2 業務概要

名称： 令和2年度首里城復興イベント企画運営事業

主催： 沖縄県

内容：

No.	イベント名	会場	日程	内容	参加者数
1	ものづくり体験	首里城公園 又は首里周辺	日程1：令和3年2月 13日(土)及び14日(日)	首里城の破損瓦を使用してものづくり体験を行う（漆喰シーサー作りなど）。	約150名/日
			日程2：令和3年2月 27日(土)及び28日(日)		
2	首里周遊ガイド	首里周辺	日程1：令和3年2月 13日(土)及び14日(日)	首里周辺を歩きながら歴史について学ぶ。	約40名/日
			日程2：令和3年2月 27日(土)及び28日(日)		
3	地域連携交流	首里城公園 又は首里周辺	日程1：令和3年2月 13日(土)及び14日(日)	首里地域と連携し歴史文化に関する公演等を行う（青年会の旗頭や沖縄県立芸大生による琉球古典音楽公演など）。	—
			日程2：令和3年2月 27日(土)及び28日(日)		
4	プロジェクションマッピング	首里城公園内	日程1：令和3年2月 13日(土)及び14日(日)	首里城公園内でプロジェクションマッピングを行う。	約2,100名/日
			日程2：令和3年2月 27日(土)及び28日(日)		

※日程については、新型コロナウイルス感染症対策等に伴い、年度内の別日に変更する可能性がある。

### 3 業務の内容

#### (1) ものづくりイベント等及びプロジェクションマッピング共通事項

##### ①事前申込の準備等

イベントの申込みは、事前予約・抽選制を基本とする。受付方法はWeb受付フォームを用いて事前申込の受付を行い、電子入場無料チケットの発行を行う。各イベントの2週間前から事前予約を開始し、イベントの1週間前までには抽選結果の発表を行う。また、本イベントの専用電話回線を設け、Web受付フォームに対応できない参加希望者の電話予約受付やイベントに関する問合せ対応（土日祝日を含む9:00～17:00）を行う。想定参加者数は2業務概要の内容表のとおり。

##### ②安全管理対策関係（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策含む）

実施に際しての安全管理対策（荒天時の対応を含む）を検討し実施する。また、「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン（別添2、令和2年11月12日時点）」に沿った運営を行う。なお、受付や実施会場では、感染症対策アプリ RICC の導入、感染予防の注意喚起貼り紙やアルコール消毒薬、体験教室におけるアクリルパーテーションの設置、AI測定機能搭載サーマルカメラなどを設置し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に行う。

##### ③広報関係

新聞やテレビ・SNS等を利用のうえ、首里城復興イベント実施に効果的な広報を行う。なお、当該イベントに関しては発注者がニュースリリースを行う予定である。

##### ④当日の記録動画等の撮影・編集

事後広報に利用可能な記録動画を制作すること。

##### ⑤イベント来場者の集計及びアンケート調査

来場者数の集計を行う。また、イベント参加者などにアンケート調査の実施を行う。なお、アンケート調査内容について発注者と事前に調整する。

##### ⑥関係者との連絡調整及び必要手続の実施

事業実施に必要な関係機関への許可申請等の手続を行うこと。あわせて、スムーズな運営や設営、撤去ができるよう、会場管理者及び関係者との連携を密に行うこと。

※国営部分（有料区域を除く城郭内）に設置物を置く場合には占用料が発生することに留意すること。

##### ⑦保険加入

本イベントへの参加者及び使用機材等について、不可抗力を含む災害等に備え保険に加入すること。

##### ⑧実施計画書、支払関係及び業務完了報告書の作成

業務実施にあたっては実施計画書を作成する。また、業務完了にあたっては、業務完了報告書及び経費の支払い及び関係証拠書類を作成する。

##### ⑨その他、業務実施にあたり沖縄県と協議の上、業務遂行に必要とされる業務

#### (2) ものづくりイベント等

##### ①イベント会場設営

イベント開催に必要なテント等の設置を行い、設置物について適切な運営を行う。ま

た、イベントに使用する消耗品を手配すること。※中城御殿跡で実施する場合には、事前に草刈り作業や仮設トイレ等の設置を要する（別添1参照）。

#### ②参加記念首里城カードの作成及び配布

各イベント参加者が復興イベントに関わったことを証明することで、復興までの数年間の更なる広報に結びつくことを目的に、参加記念の首里城カードを作成し、イベント参加者（ものづくり体験及び周遊ガイドのみ）に配布する。カードの作成枚数は約760枚とする。デザインやカードの仕様及び配布対象については発注者と協議し決定する。

#### ③破損瓦を利活用したのものづくりイベントの運営

イベントの内容は、全世代を対象とした、破損瓦を利活用した製作体験を行う。製作時間は約2時間程度で完成する規格とする。また、参加者が製作に速やかに取り組めるよう事前準備を行う。指導員については、各参加者に指導が行き届くよう、指導員4名、補助員8名を配置する。また、指導員の配置について、指導実績があることを発注者に確認し承諾を得て、指導員の配置を行う。製作材料は600名分準備を行う。

#### ④地域連携イベントの運営と解説資料の作成

周遊ガイド及び地域連携イベント等を運営すること。実施にあたっては、イベント内で使用する資料（当日配布する解説資料、スケジュール等）の作成を行う。

### (3) プロジェクションマッピング

#### ①映像コンテンツの新規制作

広福門及び京の内エリア（エリア概要については別添2）について新規で映像コンテンツを制作すること。必要なコンテンツの条件については8を参照すること（ただし、日程2における広福門については、空手演武と共演するため、既存の映像コンテンツを使用すること）。

#### ②既存の映像コンテンツの改良

沖縄県が保有する既存の映像コンテンツ（歓会門）に関し、企画・構成を検討したうえで改良すること。必要なコンテンツの条件については8を参照すること。なお、歓会門については、既存の映像コンテンツを使用せずに全て新規制作しても構わない。

#### ③琉球・沖縄文化の発信に関する連携

日程1における広福門又は京の内エリアのコンテンツに関しては、琉球・沖縄文化の発信を目的とした共演（空手以外の演舞等）を行うため、会場の設営及び連携する出演関係者との調整を行う（共演内容については沖縄県の指示によるものとする）。演舞にあたり必要な進行スタッフを配置し、アナウンス対応も行うこと。さらに、演舞者への謝金を支払うこと。

#### ④空手演武に関する連携

日程2について、広福門のコンテンツに関し空手演武を同時に演出するため、会場の設営及び関係者との調整を行う。演武者の紹介を行うチラシを作成し、当日配布すること。また、演武にあたり進行スタッフ2名以上を配置し、アナウンス対応も1名配置すること。さらに、演武者（32名）への謝金及び交通費を支払うこと（会場設営イメージ及び謝金等については別添3）。

#### ⑤プロジェクションマッピングの実施

開催日の18:30から21:00の間、プロジェクションマッピング(上記①～④)を実施すること。

#### 4 成果物等

受託事業者が提出すべき成果物等は表1のとおりとする。

表1 成果物等一覧

項目	内容
業務完了報告書	・本業務の製作物や実施に用いた物等を含む報告書としてデジタルデータ(編集可能な形式)及び印刷物を各2部 ・印刷物はA4カラーの100頁程度 ・デジタルデータはCD-ROM等
その他	発注者が業務に関するものとして指示したもの

#### 5 瑕疵担保責任

沖縄県への引き渡し日から起算して1年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果物の修補を行うこと。

#### 6 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権(著作権法第27条及び28条に定める権利を含む財産権)を、沖縄県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託事業者は、沖縄県の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3) 成果物で使用する文章、写真、図版などは全て沖縄県内での利用若しくは第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。
- (4) 成果物の使用期限は設けないものとする。
- (5) 成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。

#### 7 再委託について

上記業務の一部については再委託を可能とするが、業務を実施する10日前までに再委託承認申請書を県に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けるものとする。ただし、以下の簡易かつ容易な業務を第三者に委託し、又は請け負わせるとおきはこの限りでない。

- 資料の収集・整理
- 複写・印刷・製本
- 原稿・データの入力及び集計

また、以下に示す契約の主たる部分については、再委託をしてはならない。

- 契約金額の50%を超える業務
- 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務

#### 8 プロジェクションマッピングの映像コンテンツについて

- (1) 必要なコンテンツの条件
  - ア 映像内容は以下のいずれかの内容であること

- ・首里城内外で展開されていた往時の祭祀・儀式の再現
- ・歴史・文化・芸術について今後に継承・発展させる情報発信的な内容であること
- ・首里城を中心とした周辺コミュニティにおける歴史・文化等に特化したもの

イ 映像内容の必要映像尺について

エリア	既存の映像尺	必要な映像尺
歓会門	1分47秒	2分30秒
北城郭	3分47秒	3分47秒（変更なし）
広福門	1分38秒	3分00秒
京の内	—	3分00秒

(2) 既存コンテンツ実施における必要機材の仕様（想定）

機材 場所	プロジェクター		スピーカー	サブウーハー	発電機	
	12,000lm 以上	20,000lm 以上※	1100W, 130dB程度	1100W, 130dB程度	2.3kva 以上	3.0kva 以上
歓会門、広福 門、京の内	7	—	6	—	—	8
北城郭	4	1	5	2	3	4
計	11	1	11	2	3	12

※15,000lmでも代替可能。

(3) 既存コンテンツの投射場所及び範囲について

別添4のとおり。

(4) 既存コンテンツの映像提供について

既存コンテンツの映像データ（MP4）が必要な場合、参加表明を行った方に限り沖縄県土木建築部都市公園課で配布する。その際はDVD-R（4.7GB以上）2枚を持参すること。

(5) 既存コンテンツ実施にかかる留意事項

- 1) 園内の構造上トラックやクレーン、台車での搬入出の困難な場所があるため、機材及び設営足場等の持ち込みに人員を配する必要がある。
- 2) 園内の構造上、一部閉扉施錠されないエリアがあるため、夜間を通し機材等を設置した状態のままにする場合、夜間警備の人員が必要となる。

9 その他留意事項について

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。また、実施段階においても諸事情により変更することがある。
- (2) 事業完了時において実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。
- (3) 企画提案書は、審査会で採択された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 契約時の見積から金額が変更になった場合には、執行前に県に対し速やかに協議を求めること。
- (5) 県内における新型コロナウイルス感染拡大防止の状況によって、本仕様書や実際の委託契約仕様書等を変更する場合がある。

以上